

会員の行動規範

全会員（ロータリアンおよびローターアクター）には以下のことが求められる：

1. 個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準をもって行動する。
2. 敬意ある言葉を用い、支援的な姿勢を示し、歓迎する環境を育み、すべての人の特性を尊重することで、他者を公平に扱う。
3. ロータリーを通じて自分の職業スキルを生かし、地域社会や世界のほかの地域の人びとの生活の質を高める。
4. ロータリーやほかのロータリー会員の評判を落とすような言動は避ける。
5. ロータリー関連行事のすべての行動規範に従う。

さらに、地区ガバナーを含む地区リーダーと地域リーダーは次のことに従う。

6. ロータリーの活動に従事する際、および生活においても、適用されるすべての法律と規制を遵守する。
7. 国際ロータリーモーティブと国際ロータリー細則の規定、ならびにロータリー章典にある RI 理事会の定めた規定を遵守する。
8. ロータリーの目的に従ってすべての会員と参加者の利益のために奉仕し、地区会員の利益を優先し、自らの行動が不適切な印象すら与えないようにする。
9. 地区において、安全、礼儀、品格を奨励する環境を育む。これには、ハラスメントのいかなる申し立てにも迅速に対処することが含まれる。
10. 自分の役職を個人的な威信や利益、または家族や友人の利益のために利用することを避ける。
11. すべての当事者に対する公正さに基づいて行動する。
12. 財務情報の透明性を奨励し、財務管理に関して地元と国の適用法を遵守し、ロータリーの経費支払いの方針に従う。
13. 極秘情報を（決して個人目的のためではなく）意図された目的のためだけに使用し、そのような情報の開示、連絡、使用を禁止かつ制限し、不慮の開示に対して細心の注意を払う。

すべての会員とガバナーへの期待に応えることに加え、理事は以下を行う。

14. （自らが選出された地域だけでなく）すべての会員と RI 全体の最善の利益のために行動し、RI に対する忠誠の義務を遵守し、不適切な影響から独立して行動し、当組織の利益を第一に優先する。

15. 理事会の「利害の対立に関する方針」に従う。この方針は、理事会の決定に関して不適切な印象すら与えないようするために作成されたものであり、従って、理事会が検討する案件に対する影響や立場と引き換えに、申し出、贈答品、または恩恵を受けることを控える。
16. 入念かつ適切な注意を払って自らの責務を果たす。この責務には、理にかなった質問をすること、決定を下す前に可能な限り多くの情報を集めること、一般に同様の状況において同等の立場にある人と同程度の慎重さをもつことが含まれる。
17. 自らの決定（この決定はしばしば多様なグループや個人に大きなインパクトを与える）がもたらし得るインパクトについて、四つのテストに一致した方法で慎重に検討し、そのインパクトを受けるすべての人を公平に扱うようにし、そうすることで理事会が公平かつ当組織の最善の利益のために行動しているという会員の信頼を維持する。
18. この規範が遵守され、その目標が達成されるようにするため、この規範の違反の疑いや可能性があれば、事務総長または RI 会長に報告し、他の理事も報告するよう奨励する。
19. オリエンテーションでこの行動規範の内容を確認し、少なくとも年に一度、この規範を読み、理解し、責務の遂行にあたってこれを遵守することを確認する。

事務総長または RI 会長は、理事がこの規範に違反した可能性があることを知った場合、理事会の執行委員会に可能な限りあらゆる詳細を提供する。その後、委員会は、すべての関連情報を入手し、委員会が適切とみなすあらゆる措置を取るものとする。これには、申し立てられた違反者への忠告や、理事会全体による是正措置の勧告などが含まれる。理事に対して懲戒措置をとることができるのは、理事会のみである（2025 年 4 月理事会会合、決定 147 号）。

出典：規定審議会、89-148 号。

2011 年 5 月理事会会合、決定 204 号、2011 年 9 月理事会会合、決定 87 号、2013 年 10 月理事会会合、決定 31 号、2014 年 1 月理事会会合、決定 88 号、2014 年 10 月理事会会合、決定 60 号、2019 年 1 月理事会会合、決定 119 号、2023 年 4 月理事会会合、決定 114 号により改正
2025 年 4 月理事会会合、決定 147 号も参照のこと

8.030.3. 職__